

令和 2 年度 第 3 回

議員説明会会議録

令和 3 年 3 月 12 日

小山広域保健衛生組合議会

小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時 令和3年3月12日（金）

午前9時

場 所 小山広域保健衛生組合

2階大会議室

1 開 会

2 議長挨拶

3 管理者挨拶

4 報告事項

- (1) ごみ減量化対策実施状況並びに廃棄物減量化対策推進検討会設置要綱の制定について
- (2) 災害廃棄物処理基本計画策定状況について
- (3) 小山聖苑民間委託事業契約締結について
- (4) 小山聖苑使用料の減免規定の改正について
- (5) 外城公民館敷地の無償譲渡について
- (6) 小山聖苑売店運営に関する協定書について
- (7) 粗大ごみ処理施設解体等工事の進捗状況について
- (8) 外城公民館敷地整備等工事の完了報告について
- (9) 小山聖苑火葬炉更新工事の完了報告について
- (10) 中央清掃センター敷地拡張事業について

5 その他

6 閉 会

◎開 会（9：01）

○鹿久保礼子総務課長 ただいまから令和2年度第3回小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。

◎議長挨拶

○鹿久保礼子総務課長 では、開会に当たりまして、小川議長からご挨拶をいただきたいと思います。

○小川 亘議長 皆様、改めましておはようございます。議員説明会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日は、執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びとなりましたが、議員の皆様方にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、ごみ減量化対策実施状況並びに廃棄物減量化対策推進検討会設置要綱の制定についてなど計10件でございます。この後、執行部から説明がございますが、議員の皆様からご意見、ご質問等をいただきながら会議を進めてまいりたいと思います。

最後になりますが、会議の進行に当たりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

◎管理者挨拶

○鹿久保礼子総務課長 次に、管理者からご挨拶申し上げます。

○浅野正富管理者 改めましておはようございます。本日はお忙しい中、議員説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど議長様からのお話にありましておおり、本日議員説明会10件の案件について説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

◎報告事項

ごみ減量化対策実施状況並びに廃棄物減量化対策推進検討会設置要綱の制定について

○鹿久保礼子総務課長 次に、報告事項に入りますが、小川議長の進行によりお願いしたいと思います。

議長、よろしく願いいたします。

○小川 亘議長 それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきます。

次第書3、報告事項の（1）、ごみ減量化対策実施状況並びに廃棄物減量化対策推進検討会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉政策課長。

○鍋倉豊次政策課長 それでは、報告事項（１）のごみ減量化対策実施状況並びに廃棄物減量化対策推進検討会設置要綱の制定についてご説明させていただきます。

資料１をご覧ください。１、趣旨については、第２期エネルギー回収推進施設の施設規模を180トンとし、既に稼働している第１期エネルギー回収推進施設の70トンとの合計を250トンと定めた旨と、燃やすごみの減量化に向けた10項目の取組の実施及び第２期エネルギー回収推進施設稼働年である令和９年までの燃やすごみ削減目標を5,000トンとすることについて既に報告済みであります。

本日は関係市町の副市町長によるごみ減量化対策実施会議を開催・検討いたしました、ごみ減量化対策の実施状況及び廃棄物減量化対策推進検討会設置要綱の制定についてご報告するものです。

２のごみ減量化対策実施状況については、前回報告した以降の主な取組を説明させていただきます。②の事業ごみ有料指定袋制度の導入、手数料の見直しについては、令和２年11月20日に秩父広域市町村圏組合を訪問しており、その調査結果を踏まえて組合の基本方針（案）を作成したところでございます。今後は基本方針（案）の課題を抽出し、他自治体の方法などを調査して提案をしております。

⑥、事業所のごみ処理の実態把握、指導については、次の２ページの６行目をご覧ください。協議決定事項としまして、自社搬入については施設搬入時に組合で指導しているところでありますが、収集車の展開検査を行うとリサイクル可能なごみの混入が多くなっていることから、今後そのようなごみは持ち帰りとなる旨を市町の事業者登録の際の許可条件に盛り込むよう市町に対して依頼をしたところでございます。

また、事業所等に分別の徹底とごみ減量化を推進するため、事業系ごみ減量・搬入マニュアル（詳細版）を作成し、市町に配付したところでございます。

⑦、多量排出事業所への訪問指導については、配付した事業系ごみ減量・搬入マニュアルを指導時に活用するよう市町にお願いしております。

３ページをご覧ください。⑩の食品ロス削減については、作成中の報告書及びパンフレットを完成次第、市町に提供し、事業者等への指導時に活用していただくこととしております。

次に、３、小山広域保健衛生組合廃棄物減量化対策推進検討会については、有料化を含めたごみ減量対策の推進に当たり、一般住民等の意見を入れて検討すべく、検討会を令和３年度に立ち上げるため、検討会設置要綱及び人数配置（案）の作成を進めているところでございます。今後は、検討会設置要綱の制定と委員の人数配置を決定し、各市町に委員を推薦する団体の依頼をしているところであり、推薦団体を３月中に決定してまいります。

なお、検討会は本年６月頃に第１回目を実施したいと考えております。

次に、４、令和３年度以降の施策実施スケジュールについては、主な変更点として、①、家庭系及び②、事業系ごみ指定袋制度の導入について、先ほど説明いたしました検討会にて制度を協議する旨を追加しております。その他の項目については、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

また、事業系ごみの減量・搬入マニュアル及び食品ロス削減の事業者向けパンフレットを添付しておりますので、併せて後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

以上で報告事項（１）の説明を終わります。

○小川 亘議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

４番、館野議員。

○４番（館野崇泰議員） 今さらながらお尋ねするのですが、事業系のごみといわゆる産業廃棄物、その違いというのか、明確にちょっと分からないのですけれども、もし詳しく説明していただければお願いします。

○小川 亘議長 答弁、鍋倉課長。

○鍋倉豊次政策課長 ただいまご質問のありました産業廃棄物と一般廃棄物の違いということでございますが……

〔「事業系のごみです」と言う者あり〕

○鍋倉豊次政策課長 失礼いたしました。産業廃棄物と事業系の一般廃棄物ということでのご質問でございますが、これは国のほうで定められた産業廃棄物以外のものについては、事業系のものは一般廃棄物とするということになっております。ただし、それぞれの市町、一部事務組合のほうで処理できないものについては、事業者を紹介する等の方法で処理をしていただくということになっております。

○小川 亘議長 ４番、館野議員。

○４番（館野崇泰議員） それについては何となく理解できたのですが、産業廃棄物のその差といいますか、それは分かりますか。

○小川 亘議長 答弁、鍋倉課長。

○鍋倉豊次政策課長 産業廃棄物の種類ということでよろしいでしょうか。差と言われたのは。

○小川 亘議長 ４番、館野議員。

○４番（館野崇泰議員） 質問の趣旨がちょっと明確でなかったと思いますので、こちらで頂きました資料には、事業者に対して、野木町の町内94社に混入制限、燃やすごみへの混入が制限される旨の通知を送付しましたとありますが、これは事業者個々に通知されたということなのですが、集める業者は事業者、運搬する業者は事業者ですよね。その個々に通知を行ったということなのですが、この町内だけということでしょうか。この管内全部あるかと思うのですけれども、それについてはお調べになられたかどうかをお願いいたします。

○小川 亘議長 答弁、鍋倉課長。

○鍋倉豊次政策課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

野木町のほうでこの資料の中にある事業者のほうに配布をしたというのは、これは野木町のほうで

の政策の中になります。野木町のほうで既に実施をされています。併せた形で小山市、下野市は今後そのような周知等をしていくというようなところでございます。

○小川 亘議長 4番、館野議員。

○4番（館野崇泰議員） 大丈夫です。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

災害廃棄物処理基本計画策定状況について

○小川 亘議長 ないようですので、次に（２）、災害廃棄物処理基本計画策定状況について、事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉政策課長。

○鍋倉豊次政策課長 それでは、報告事項（２）の災害廃棄物処理計画策定状況についてご説明させていただきます。

資料の２をご覧ください。１、本計画策定の趣旨については、今後発生が予想される大規模災害による被害を抑止・軽減するための災害予防と、発生した災害廃棄物等の適正かつ迅速な処理等を目的として、国・県の指針・処理計画等に基づき、同時期に策定を進めている構成市町と調整を図りながら策定を進めているところであります。

２の被害想定について、今後想定される直下型地震を栃木県地震被害想定調査及び構成市町の地域防災計画に基づき、次のとおりとしたところでございます。地震の規模は、直下型でマグニチュード6.9、震源の深さは5から10キロメートル、管内構成市町における被害想定は全壊が1万5,415棟、半壊は2万7,661棟、災害廃棄物発生量は227万トンと想定しております。

大変申し訳ございませんが、（３）、災害廃棄物発生量、これを「227万トン」に訂正をお願いしたいと思っております。申し訳ございませんでした。

３の組織体制については、組合の災害対策本部を組合管理棟1階事務室内に置き、当該施設が被害を受けて使用できない場合は、組合本部長が指定する場所に設置する旨を定めました。また、大量に災害廃棄物が発生する場合に備え、平時より県や関係機関等と相互に連絡調整を図るものとしております。

２ページをお開きください。４、災害廃棄物処理については、大規模災害時での災害廃棄物は甚大な量が発生し、組合単独では処理することが困難な場合が想定されます。大規模災害時の処理対応として、国・県の支援及び協定を締結している自治体や民間事業者の協力を得て広域処理を推進してまいります。

５、仮置場の設置については、一次仮置場は構成市町が、二次仮置場は組合が設置します。二次仮置場は、中間処理した廃棄物を一時保管する場所に加えて、処理施設を配置する場所も必要となり、

必要面積の最大規模は推計で約8万5,000平方メートルとなります。二次仮置場の候補地は記載の2か所となっておりますが、必要面積に対し不足している状況のため、新たな候補地を確保する必要があると考えているところでございます。

6、実効性の確保については、法令・指針及び関連計画やその他の上位計画並びに組合や構成市町の各種関連計画の改定時に、被害想定の見直しを併せて行うことで、本計画の実効性を図ってまいりたいと考えております。

7、今後の予定については、2月中にパブリックコメントを実施したところでありますが、意見はございませんでした。今後再度精査した上で、3月末までに本計画書を年度内完成とさせたいと考えております。なお、本計画の概要版を添付しておりますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

以上で報告事項2の説明を終わります。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

8番、橋本議員。

○8番（橋本守行議員） 3ページの上の二次仮置場の候補地なのですが、これはこれから広域で買うというのですか。それとも、もう既買ってあるところなのですか。

○小川 亘議長 答弁、鍋倉課長。

○鍋倉豊次政策課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

仮置場の候補地1につきましては、現在小山聖苑の西側に駐車場敷地として既にあるものとなります。二次仮置場の候補地については、今現在中央清掃センターの拡張を、この後また別途ご説明させていただきますが、それを併せたものということで、その部分を仮置場候補地として使用するというふうに想定しております。

○小川 亘議長 8番、橋本議員。

○8番（橋本守行議員） この仮置場の候補地の図面なんていうのは後で出していただけののですか。

○小川 亘議長 答弁、鍋倉課長。

○鍋倉豊次政策課長 それでは、後ほどお配りさせていただきたいと思っております。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

14番、石島議員。

○14番（石島政己議員） 今の仮置場の質問なのですけれども、これは第一、第二候補地合わせて約2万平米ということですよ。8万5,000平米必要ということについては、6万平米以上がこの後また探すというようなことになるわけですね。それは例えば公共用地というか、公園だとか学校だとか、そういうところを想定しているということの理解でいいのですか。また、全くそういう場所ではなくて、いわゆる仮置場として広域として新たに求めるとか、そういう理解どうなのでしょうか。

○小川 亘議長 答弁、鍋倉課長。

○鍋倉豊次政策課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

市町で保有している学校敷地であるとか、公園敷地については、これは市町のほうで一次仮置場の設置について検討しているというふうなものになります。組合のほうでは、この処理をするために、組合の施設だけでは処理し切れないということを想定していきまして、その場合に仮の処理施設を設置するというので、8万5,000平米というのを算出しておりますが、これについては今現在適地というところがどこというものが無いものですから、広域のほうでこれは適地を探して検討していくという形になります。この場合においては、一番考えられるのは広域で既に使用している敷地内というのが最適ではあります、それ以外も考えられるものではあります、今現在のところはどこというふうにはちょっと想定はされておられません。

○小川 亘議長 14番、石島議員。

○14番（石島政己議員） いわゆる公園だとか学校等については、それぞれ構成市町が最初の置場といますか、そういうことで使っていくと。これ二次置場については、広域として新たに探していくという理解でいいわけですね。分かりました。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小山聖苑民間委託事業契約締結について

○小川 亘議長 ないようですので、次に（3）、小山聖苑民間委託事業契約締結について、事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉政策課長。

○鍋倉豊次政策課長 それでは、報告事項（3）の小山聖苑民間委託事業契約締結についてご説明申し上げます。

資料の3をご覧ください。小山聖苑の民間委託については、火葬炉設備運転維持管理業務を現行業者である株式会社五輪と1月中に随意契約をしております。

また、受付・施設維持管理業務については一般競争入札にて、1月中に入札・見積り合せを実施しており、3社の応札があり、落札業者は株式会社日本環境ビルテックとなり、この業者の公営葬祭施設の実績としましては千葉県さくら斎場で既に施設維持管理業務を請け負っているところでございます。

なお、この受付・施設維持管理業務は、組合では初めての業務委託となることから、4月からの業務開始が滞ることのないよう、契約締結後、業者との綿密な連携、引継ぎを確実にできるようなところでございます。

以上で報告事項（3）の説明を終わります。

○小川 亘議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

小山聖苑使用料の減免規定の改正について

○小川 亘議長 ないようですので、次に（４）、小山聖苑使用料の減免規定の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉政策課長。

○鍋倉豊次政策課長 それでは、報告事項（４）の小山聖苑使用料の減免規定の改正についてご説明申し上げます。

資料の４をご覧ください。小山聖苑の使用料については、これまで生活保護受給者本人が亡くなった場合、火葬場使用料、霊安室使用料のほか、斎場使用料及び控室使用料の全てを減免としておりました。このうち、斎場使用料及び控室使用料については、亡くなった本人ではなく、葬儀を執り行う親族等が負担すべき費用と考えられます。本来の減免の趣旨にそぐわないことから、定めのある小山聖苑の設置、管理及び使用料条例施行規則を次の裏面のとおり改正をしたものでございます。下の下線を引いた部分につきまして、付け加えさせていただいたものとなります。

なお、この規則は令和３年１月１日より既に施行済みであります。

以上で報告事項（４）の説明を終わらせていただきます。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

外城公民館敷地の無償譲渡について

○小川 亘議長 ないようですので、次に（５）、外城公民館敷地の無償譲渡について、事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉政策課長。

○鍋倉豊次政策課長 報告事項（５）の外城公民館敷地の無償譲渡についてご説明させていただきます。

資料の５をご覧ください。外城公民館敷地については、地元自治会からの要望を受け、昨年度、小山農業協同組合より組合が取得をしており、併せて要望のありました敷地内の駐車場用地の整備完了後、令和３年度内に当該敷地及び公民館増築部分を無償譲渡するため、次の２ページ以降の土地建物無償譲渡契約書のとおり、３月中に外城自治会と契約を締結するものでございます。

なお、増築部分を除く公民館建物については、昭和62年４月18日に自治会との間で引渡書を取り交

わしており、既に引渡し済みとなっております。

以上で報告事項（５）の説明を終わらせていただきます。

○小川 亘議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

８番、橋本守行議員。

○８番（橋本守行議員） 資料のほう、写真のほうを見せてもらいますと、舗装は広域で整備するという話を前からずっと聞いていましたが、この工事後の写真を見せてもらうと、何か車庫みたいなのが建っているのですが、これは広域のほうでやらせてもらったのか、お伺いいたします。

○小川 亘議長 答弁、入江建設課長。

○入江俊文建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

この敷地のそばにある車庫でございますが、自治会からの要望によりまして広域のほうで用意したものでございます。資源物収集の置場として使うとお聞きしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小山聖苑売店運営に関する協定書について

○小川 亘議長 ないようですので、次に（６）、小山聖苑売店運営に関する協定書について、事務局から説明をお願いいたします。

鍋倉政策課長。

○鍋倉豊次政策課長 それでは、報告事項（６）の小山聖苑売店運営に関する協定書についてご説明させていただきます。

資料の６をご覧ください。１、経緯については、小山聖苑内の売店は、昭和60年12月9日付で、斎場建設に対する旧外城親和会、現外城自治会となりますが、そちらから要望事項が提出されており、その要望事項の一つとして、斎場建設完了後の屋内売店一切の権利を外城親和会に許可することと明記されており、これに基づいて毎年、外城自治会から行政財産使用許可申請書及び売店出店願が提出され、無償で使用許可しているところであります。

ご存じのように、本年４月から小山聖苑が民間委託となるに当たり、この方法により無償で使用許可していることについて、顧問弁護士に相談しましたところ、現行どおり売店を運営させるのであれば、協定書を結ぶことが望ましいとの助言をいただいております。このことから、さらなる適正な運営を図るため、外城自治会と次の２ページ以降の小山聖苑売店利用に関する協定書を締結するものです。

２ページをご覧ください。第１条で、物件の表示は、売店の所在地等を示すとともに、無償で貸与

することを規定しております。

第2条では、使用目的とそれ以外に使用してはならないということを規定しております。

第3条では、使用期間を1年間とするとともに、自動更新について併せて規定しております。

第4条では、売店の使用条件を規定しております。

第5条では、これまでどおり乙、外城自治会のほうが電気使用料を支払うということを規定しております。

第6条では、乙は売店の収支報告書を毎年、翌年度4月までに報告することを規定しております。

その他詳細は、後ほど協定書をご参照いただきたいと思います。

以上で報告事項(6)の説明を終わります。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

6番、秋山議員。

○6番(秋山幸男議員) 協定書の内容については、特に異議はございませんが、4ページに添付されている資料ですね。これはどういうわけでこのようなあれ、回答というか、これ自治会宛てに出すわけですね。要望書とかそういうものが上がってきた中で、こういう形で出すのは当然かと思うのですが、聞き伝えて、いろんな方がいるかと思うのです。そういう中で聞き伝えに対して、一々、一々と言ったら不適切な言葉かもしれないですが、このような文書を出す必要もあるのかなど。やはり公文書ですから、それなりの規定というか、そういうものをクリアした中で上がってきたものに対して出すというのは、私は当然かと思うのです。

それと、内容についてであります。売上げが大幅に減少している。コロナ禍の中で葬儀の参加者が少ない。当然これは理解できるのですが、これを受け取ったときに、それだけかな、何かほかに原因はあるのかなど考えたことはありますか。私は利用して、参列しているのですが、飲物は冷たいものしかないのです。ですから、1月にも、2月にも利用させていただいたのですが、知っている業者さんは温かい飲物を用意しているのです。温かい飲物。だから、そういうところもやはり精査をして、あそこを利用してくれる方がどのようなことを望んでいるか、どのようなことをすれば売上げが伸びるのか、そういうものをこの文書だけだと、その自粛していただきますということだけでは、やはり罰則規定も何もありません。ですから、管理は小山広域でやっているのですから、持込禁止、このような対応を私はしたほうがいいのか。それについては、やはり利用する方のニーズに沿うようなサービスを提供する、それがしかるべきだと思うのですが、その点はどのようなお考えでしょうか。

○小川 亘議長 答弁、鍋倉課長。

○鍋倉豊次政策課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

こちら4ページにつきましては、これはあくまでも外城自治会に今後葬祭業者に対して協力をお願いいたしますということを明記したものといたします。ご承知のように、葬儀に関しましては、ほぼほぼ葬

祭業者さんが間に入っている場合が多いかと思います。その中で葬祭業者さん等とも事前にお話をさせていただきまして、売店にあるものについてはできるだけ売店のものを利用してください。それ以外のものについては、負担にならないような形で葬祭事業者さんのほうで執り行っていただくという。特に通夜振る舞いなんかの飲食物については、ないものも多くございますので、これについては葬祭事業者さんのほうが実際に持ち込んでいるというのが現状でございます。

なので、あくまでも売店で使っているものだけに関しては、それをできるだけ利用してくださいということの協力のお願いということでございます。

○小川 亘議長 6番、秋山議員。

○6番(秋山幸男議員) ですから、売店で取り扱っているもの以外は持込みは結構ですというニュアンスだと思うのですが、売店に置いてあるものが1月、2月、3月、この寒いときに冷たいものしかないというのは、利用しないのが当然だと思うのです。ですから、持込みできますよね。知っている業者さんは寒いし、皆さん飲まないから、何か温かいものでも用意したのがいいのですよと言われれば、施主は、ではそのようにしてくださいと言う。自粛してくださいという意味合いがないではないですか。やはり個々の自治会にいろんな形で利益を有効利用していただきたい、そういう趣旨であれば、別にほかから買ってこなくても、あそこで今は温かいもの、冷たいものも一度にできる冷凍庫も、保冷庫ですか、そういうものもあるし、それ1つを設置すれば売上げだって伸びるのではないですか。

ここにないものは持ってきてもいいですよといったら、自粛の意味がないではないですか。やはりその辺のところをもうちょっと、これ自治会でなくて業務委託ですよ。実行センターでしたっけ。関東実行センターに、向こうはどういう契約をしているのか知りませんが、売上げがあってもなくとも年間人件費で幾らだとかそういう取決めをしているのか。決算書とかも上がってきていないので分からないのですが、経営努力というものをしないことには、やはりその本自治会にも利益というのは入ってこないではないですか。だから、もう少しその辺を考える必要があるかと思うのです。あくまでもここに売店に置いていないものは持ち込んできても結構ですよという、そういう姿勢ですか。今の話だとそういうふうな受け止めざるを得ないのですね。それでなおかつ自粛してくださいというのは、私は矛盾をしているのではないかと思うのですが、この点について。

○小川 亘議長 答弁、森川事務局長。

○森川忠洋事務局長 ご質問につきましてご答弁させていただきます。

今のお話ももっともだと思います。今の現状から申し上げますと、温かいものについては自動販売機にしかないという状況かと思います。今後委託になるというところがございますので、委託を請け負っていただいた業者さん、そういった方たちと話をさせていただきながら、私どもとして何ができるのか検討させていただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

粗大ごみ処理施設解体等工事の進捗状況について

○小川 亘議長 ないようですので、次に（７）、粗大ごみ処理施設解体等工事の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

入江建設課長。

○入江俊文建設課長 それでは、資料７、粗大ごみ処理施設解体等工事についてご説明いたします。添付の写真と図面も併せてご参照いただきたいと思います。

粗大ごみ処理施設解体等工事につきましては、稼働を停止しました処理施設及びこれに附属する施設を解体撤去するものでございます。図面の斜線部分が今回の工事範囲でございます。

また、解体工事に先立ちまして、土壤汚染調査を行いました結果、一部に鉛及びフッ素による土壤汚染が確認されたことから、土の入替えによる土壤汚染対策工事を併せて実施いたします。

今年度に粗大ごみ処理施設の地上部と地下部を解体し、令和３年度に地下杭引き抜き及び土壤汚染対策工事を実施する予定となっております。令和３年２月末の進捗率は約25%となっております。

添付の写真をご覧くださいと思います。現在建物地下部の解体作業を行っておりますが、旧施設建設当時に使用しました鋼矢板の一部が残置されていることが判明いたしました。基礎の近傍の鋼矢板が残っていることから、基礎コンクリートによって固定され、抜くことができずにそのまま残されたものであると思われまます。

これにより工事の変更契約が必要となりますので、変更金額のめどが立ち次第、議会にて報告させていただきたいと思っております。なお、残置物につきましては、工事進行の障害になり、残したままでは次の工程に入ることはできませんので、順次撤去させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

４番、館野議員。

○４番（館野崇泰議員） 今のご説明の件で鋼矢板が残されているということで撤去するということですが、議会に説明していただくということなのですが、執行権の中でその金額ですか、やれるということで理解していいのですか。

○小川 亘議長 答弁、入江課長。

○入江俊文建設課長 まだ全容はつかめておりませんが、中でやるようにできると考えております。

以上、よろしく願いします。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

外城公民館敷地整備等工事の完了報告について

○小川 亘議長 ないようですので、次に（８）、外城公民館敷地整備等工事の完了報告について、事務局から説明をお願いいたします。

入江建設課長。

○入江俊文建設課長 それでは、外城公民館敷地整備等工事についてご説明いたします。

資料８をご覧いただきたいと思います。本工事におきましては、地元住民の利便性の向上のため、砂利敷きになっていた公民館駐車場のアスファルト舗装工事及び自治会で回収した資源物の置場としての倉庫の建設を行うものでございます。令和２年９月に着工しまして、本年３月１２日現在にて全ての作業を終え、工事完了となっております。概要につきましては、記載のとおりになりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、当日配付となり申し訳ございませんが、工事前及び工事後の写真を添付いたしましたので、参考にご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

小山聖苑火葬炉更新工事の完了報告について

○小川 亘議長 ないようですので、次に（９）、小山聖苑火葬炉更新工事の完了報告について、事務局から説明をお願いいたします。

入江建設課長。

○入江俊文建設課長 小山聖苑火葬炉更新工事の完了報告を報告させていただきます。

資料９をご覧いただきたいと思います。小山聖苑火葬炉更新工事につきましては、昭和６３年の供用開始から使用されている計６基の火葬炉を更新するものです。平成２５年度に増設しました２基と今回の工事で更新した６基を合わせまして全８基が、環境負荷を低減した新型火葬炉設備となりました。老朽化した設備の更新を行いましたので、安定した火葬が可能となり、円滑な施設の運営に寄与するものでございます。

また、更新工事に合わせまして、非常用発電機の設置をいたしまして、災害発生時の非常時におきましても火葬炉の運転を止めることなく、施設の利用が可能となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中央清掃センター敷地拡張事業について

○小川 亘議長 ないようですので、次に（10）、中央清掃センター敷地拡張事業について、事務局から説明をお願いいたします。

溝口施設管理課長。

○溝口謙治施設管理課長 それでは、報告事項（10）の中央清掃センター敷地拡張事業についてご説明を申し上げます。

中央清掃センターの敷地は非常に手狭であり、このままでは次期焼却施設建設事業に影響を与えるだけでなく、災害発生時の二次仮置場の確保も困難な状況となっております。そのため、この問題を解決すべく、敷地の拡張を実施するものでございます。

お配りいたしました資料の10—1をご覧ください。中央清掃センターの敷地面積及び都市計画区域を拡張し、約4万7,900平方メートルとするものでございます。

資料10—2の図面をお開きください。現在の都市計画決定区域につきましては、薄いピンク色で塗った部分のみとなっております。本事業完了後は、濃いピンク色の部分まで拡張することとなります。拡張後は現在の中央清掃センター周辺の土地は全てごみ処理用途として利用することができるようになるものでございます。

資料10—1にお戻りいただきたいと思っております。資料の中段より下に本事業を実施する主な理由を記載しております。下野市旧石橋町区域の燃やすごみの受入れを決定したことにより、第2期焼却施設の規模が拡大したことや、水害ハザードマップの見直しによりまして、施設をさらにかさ上げする必要が生じたことなどが主な理由となっております。

また、近年多発している災害に備えまして、災害廃棄物二次集積所を確保することが急務となっております。先ほど申し上げましたとおり、本事業完了後には中央清掃センター周辺の土地をほぼ全て利用することができるため、施設のかさ上げのためのスロープを設置することや、災害廃棄物二次集積所を設けることが可能となります。このことにより、中央清掃センターは災害廃棄物処理の最前線として位置づけることが可能となります。

なお、現在の進捗状況についてでございますが、地権者との交渉はほぼ完了しておりまして、現在交渉が完了していない土地は4筆ございます。2筆は地権者死亡に伴いまして、現在相続手続中のため、継続協議となっているところでございます。残りの2筆につきましては未相続地であり、現在司法書士を含めまして継続調査を行っているところでございます。

以上のことから、ただいま申し上げました4筆以外は、令和3年度から令和5年度までの賃貸借契約を締結いたしました。土地を購入するための予算措置につきましては、令和3年度と令和4年度の2か年の支出負担行為について、今回の議会に上程をさせていただいております。議決を得られまし

たならば、第三者による土地買収妨害を防ぐため、土地購入予約契約を締結したいと考えております。

地権者死亡につき継続協議となっている2筆につきましては、このうち1筆は比較的新しい大規模なソーラーパネルが設置されておりまして、買収の際に売電収入や機器代等につきまして高額な補償費が発生することから、今回は買収を実施せず、将来的には買収できるよう地権者と交渉を続けることといたします。

なお、この1筆が買収できなかつた場合におきましても、本事業に与える影響は軽微でありまして、施設計画に影響は与えないものと考えております。未相続地2筆につきましては、司法書士に調査を依頼し、早期の買収が可能となるよう事業を実施してまいります。しかしながら、1筆については相続権者が数百人になる可能性がございまして、最終的には土地収用法による強制収用も視野に入れておりますが、任意売買による土地買収を基本としております。都市計画決定区域の変更につきましては、小山市都市計画課と協議を進めておりまして、手続に必要な図面等の作成を完了しているところでございます。現在令和3年度中に変更が完了できるよう、手続を進めていただいているところでございます。

最後に、今後の予定についてでございますが、令和3年度末までに都市計画区域の決定、令和4年度末までに拡張部分の敷地購入を予定しております。その後、建設工事期間を挟みまして、令和9年度から新焼却施設が稼働する予定となっております。

今回の説明は以上でございますが、先ほど2の災害廃棄物の計画につきましてご質問がございましたが、特にこのところ多い水害につきましてですが、平成27年の東日本豪雨、また令和元年度の台風19号の災害時の状況に違いがございまして、平成27年度におきましては、一次仮置場に置いた大部分を業者に直接搬出運搬してもらって廃棄処分をしたということでございますが、元年度の台風19号のときには、自前で処理ができるものはできるだけ処理するという流れの中で、中央清掃センターで焼却できるものを搬入し、焼却しました。このようなことから、災害廃棄物に対する考え方が常に変化しているということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、現在の敷地ではとても対応ができないという状況にある中で、この敷地拡張はぜひとも実現したいということで進めております。

また、図面のお話が先ほどございましたが、この図面の左上、濃いピンク色の部分が増えた面積となりまして、全体で4万7,000ということでございます。ほとんどの建物につきましては、薄いピンク色の区域に建設されますので、考え方としてはこの濃いピンク色に一部ストックヤード等も建てられるとは考えており、あとは調整池部分を除いて、空いている区域を二次仮置場の場所として考えているところでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

12番、荒川議員。

○12番（荒川美代子議員） 水害のハザードマップの見直しでかさ上げをするということなのですが、何センチぐらいかさ上げをするのでしょうか。

○小川 亘議長 答弁、溝口課長。

○溝口謙治施設管理課長 深水5メートルという地域になります。現在1期工事の施設は数メートル上がっておりますが、それ以上に2メートルから3メートル高くなるというふうに考えております。

○小川 亘議長 12番、荒川議員。

○12番（荒川美代子議員） ありがとうございます。大変なかさ上げの作業で、ご苦労さまでございます。

それと、新拡張区画、先ほど1筆数百名の地権者のお話がありました。その新拡張区画全体の地権者は何人ぐらいおられるのでしょうか。

○小川 亘議長 答弁、溝口課長。

○溝口謙治施設管理課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

地権者の名義としてございますのは約10名でございます。そのうちの未相続地につきましては、死亡により、権利者が多くなりまして、数百名になってしまったものでございます。

○小川 亘議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で執行部の説明については終了させていただきます。

◎その他

○小川 亘議長 続いて、森川事務局長。

○森川忠洋事務局長 ここで、報告事項にはございませんが、今議会の議案第3号 小山広域保健衛生組合指定金融機関及び指定代理金融機関の指定につきまして、急遽ご説明申し上げたい内容がございますので、少しお時間をいただきたいと思っております。

お手元のほうに資料がございましたら、議案参考資料というものをお配りしてあると思っております。その2ページをちょっとお開きいただければと思います。これまで当組合では、2年ごとに議案を上程し、議決を求め、指定金融機関として足利小山信用金庫、指定代理金融機関といたしまして常陽銀行を指定してまいりました。今回も同様な手続を迎えるため、足利小山信用金庫並びに常陽銀行に対しまして依頼をしてきたところでございます。

両金融機関により継続していただけるという旨の文書、こちら1ページ、2ページでございます、これを頂いたところでございます。しかし、2ページ、常陽銀行の文書の中で、下から4行目です。こちらに契約期間について2022年3月末日までの記載があったこと、また足利小山信用金庫からの情報といたしまして、常陽銀行が令和3年度の指定をもって向こうは辞退するのだというふうなお話をお聞きいたしまして、常陽銀行に対しまして確認をいたしましたところ、現在協議中との回答がござ

いました。2月の後半になりまして、令和4年度以降については、常陽銀行は茨城県内の業務に集中するため、指定は辞退するとの回答があったところでございます。

指定金融機関の指定につきましては、自治法上、議会の議決は求めておりませんが、当組合の条例において、「指定金融機関及び指定代理金融機関は、管理者が議会の議決を経て定め、期間は2年とする」と規定されていることから、新たな指定代理金融機関を指定するか、条例の改正を行うかの判断をしなければならないところとなっております。

指定代理金融機関の指定は組合が行うわけですが、契約は指定金融機関が行うものであり、すぐに指定代理金融機関を決めることが困難な状況にありますので、令和3年度1年間につきましては常陽銀行にお引き受けをいただけるということから、今議会においては現行の条例に基づきまして、これまで同様、両金融機関を指定させていただき、令和4年度以降については新たな指定代理金融機関を指定するのか、条例の改正を行いまして、指定金融機関だけを指定するのか、近隣の自治体の状況や指定代理金融機関を指定しないためのデメリット等につきまして調査検討いたしまして、令和3年度中の議会に上程させていただきたいと考えております。何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○小川 亘議長 今の件について何かご質問ございますか。

4番、館野議員。

○4番（館野崇泰議員） 非常に初歩的なことで、失礼なのですけれども、指定金融機関と指定代理金融機関の違いについて、詳しく説明いただければと思うのですけれども。

○小川 亘議長 森川事務局長。

○森川忠洋事務局長 今現在、足利小山信用金庫が小山広域保健衛生組合の指定金融機関となっております。通常の私どものほうから振込とか、そういった業務につきまして、全て足利小山信用金庫にお願いしているところでございますが、もし足利小山信用金庫において業務が滞るあるいは行えない、そういった場合に指定代理金融機関にその業務をお願いするということで、現在指定代理金融機関の指定はしておりますけれども、実際に業務は行っていたいことはございません。

以上、よろしくお願いいたします。

○小川 亘議長 4番、館野議員。

○4番（館野崇泰議員） 恐れ入ります。では、現在お預かりしている、また借り入れているもの、金額というのは、常陽銀行さんにはないということなのでしょうか。

○小川 亘議長 答弁、森川事務局長。

○森川忠洋事務局長 常陽銀行さんのほうにはございません。

○小川 亘議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、その他議員の皆様から何かございますでしょうか。
〔「なし」と言う者あり〕

◎閉会の宣告（１０：０３）

○小川 亘議長 なければ、以上で本日の議員説明会を終了といたします。